

期限までに納付しましょう

## 令和6年度国民健康保険税納税通知書の送付



7月上旬に令和6年度の納付書を各世帯主宛てに送付します。税制改正などで変更があった賦課限度額や法定軽減が適用された内容となっています。内容を確認し、各納期限までに納付してください。

### ▼納付方法

- 口座振替
- 金融機関・コンビニ納付
- 電子決済(LINE Pay、Paypay、d払い、au Pay)で納付

※社会保険などに加入した場合、税額を再計算する必要があります。新しく加入した健康保険証を用意し、電子申請または窓口で国保離脱の手続きをしてください。

倒産・解雇や雇い止めなど会社都合で退職(非自発的失業)した場合は、保険税の軽減を受けられる場合があります。該当する場合は、窓口で申請してください。

さい。

納期限までに納付されないか督促状が發送されます。その後も納付されない場合、差し押さえなどの滞納処分が行われるとともに、通常より有効期限の短い保険証や病院などでの自己負担が10割の資格者証が交付されます。他にも一部給付が制限されることとなります。確実な納付をお願いします。

### ▼問い合わせ先

住民課 保険室  
☎26・2249(直通)



保険証が更新されます

## 国民健康保険に関するお知らせ



新しい保険証は、「茶色」です。7月中旬に各世帯主宛てに送付します。現在の保険証(緑色)は、8月1日以降は使用できません。保険室へ返却するか、破棄してください。

### 新しい保険証が届いたら

記載内容に誤りがないか、人数分の保険証があるかを確認してください。70〜74歳の人は、負担割合が記載された「被保険者証兼高齢受給者証」となっているか確認してください。記載内容に誤りがあるときは、保険室へお問い合わせください。

なお、退職や就職、転入・転出などによる国保の加入や離脱には、届け出が必要です。異動があった日から14日以内に届け出をしてください。

### ▼問い合わせ先

住民課 保険室  
☎26・2249(直通)



▲国保離脱の手続きはこちらから



## 新しい被保険者証はみどり色です 後期高齢者医療被保険者証の更新



医療機関で提示する後期高齢者医療被保険者証が8月1日からみどり色になります。8月以降、今までの紫色の被保険者証は使えません。新しい被保険者証は7月中に郵送します。12月2日に被保険者証は廃止されますが、この被保険者証は、券面に変更がない限り、廃止後も記載の有効期限まで使えます。令和6年12月2日以降新たに後期高齢者医療制度に加入した人や、転居などをした人には、「資格確認書」または「資格情報のおしらせ」を発行します。

### 臓器提供意思表示欄

被保険者証裏面に臓器提供意思表示欄があります。臓器提供意思表示欄への記入は任意です。

### マイナ保険証について

マイナ保険証とは、健康保険証として利用登録済みのマイナンバーカードのことです。マイ

ナ保険証を持っていない人には、「資格確認書」をお送りします。「資格確認書」を保険医療機関などの窓口で提示すると、これまで通り受診できます。

マイナ保険証を持っている人には、「資格情報のおしらせ」をお送りします。マイナ保険証に対応していない保険医療機関などを受診する際は、マイナ保険証と一緒に提示すると、受診することができます。

### ▼マイナ保険証についての問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル  
☎ 0120・95・0178

### ▼その他後期高齢者医療保険に関する問い合わせ先

住民課 保険室  
☎ 26・2249 (直通)  
群馬県後期高齢者医療広域連合  
☎ 027・256・7171

## 後期高齢者医療制度 医療費の自己負担割合・所得区分・自己負担限度額

令和7年7月末までの自己負担割合および所得区分は同一世帯の被保険者の令和6年度の住民税課税所得により判定されます。

負担割合	所得区分	自己負担限度額(月額)	
		外来(個人)	外来+入院(世帯)
3割	現役並み所得者Ⅲ 住民税課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (多数回140,100円)	
	現役並み所得者Ⅱ 住民税課税所得380万円以上690万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (多数回93,000円)	
	現役並み所得者Ⅰ 住民税課税所得145万円以上380万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円)	
2割	一般Ⅱ ①同一世帯に被保険者が1人の場合 住民税課税所得28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上 ②同一世帯に被保険者が2人以上の場合 住民税課税所得28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が320万円以上	18,000円または 「6,000円+(医療費-30,000円)×10%」 の低い方を適用 (年間上限144,000円)	57,600円 (多数回44,400円)
	一般Ⅰ 上記以外の住民税課税世帯	18,000円 (年間上限144,000円)	
1割	低所得者Ⅱ 同一世帯の全員が住民税非課税(低所得者Ⅰを除く)	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ 住民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入80万円以下かつ、その他の所得(給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除した所得金額)がない		15,000円

※令和5年12月31日時点で世帯主であって、同一世帯に合計所得38万円以下(給与所得がある場合は、給与所得から10万円を控除した額)の19歳未満の世帯員がいる場合には、世帯員の年齢と人数に応じた額(①16歳未満は1人につき33万円②16歳以上19歳未満は1人につき12万円)を住民税課税所得から控除し自己負担割合、所得区分を判定します。

※3割負担に該当する人のうち、前年(令和5年中)の収入額が次のいずれかに該当し、町で確認できる場合は1割または2割負担となります。

- ①被保険者が世帯に1人で収入額が383万円未満
- ②被保険者が世帯に2人以上で、収入額合計が520万円未満
- ③被保険者が世帯に1人(収入額383万円以上)で、他に70歳から74歳の人がいる場合、その人と被保険者の収入額合計が520万円未満

※自己負担限度額の「多数回」について、過去12カ月の間に、外来+入院(世帯)の高額療養費の支給を4回以上受けている場合は、4回目から限度額が下がります。

## 後期高齢者医療制度

## 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証



現役並み所得者Ⅰ、Ⅱの被保険者は「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示すると医療費の窓口負担が、該当する所得区分の自己負担限度額まで抑えられます。住民税非課税世帯の被保険者は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口で提示すると医療費の窓口負担が、該当する所得区分の自己負担額まで抑えられ、入院時の食事代も減額されます。各認定証について、入院などで支払

いが高額になる可能性がある人

は、交付申請手続きをしてください。

現在お持ちの認定証の有効期限は、7月31日(※)です。令和5年度に認定証の交付を受け、令和6年度も所得区分が変わらない人には、8月1日(令和7年7月31日)に使用できる認定証を被保険者証に同封します。

## ▼問い合わせ先

住民課 保険室

☎26・2249(直通)

群馬県後期高齢者医療広域連合  
☎027・256・7171

## 保険室へご相談ください

## 65歳～74歳の人の後期高齢者医療制度への加入について



後期高齢者医療制度は、原則として75歳以上の人が加入する健康保険制度です。ただし、一定の障害をお持ちの65～74歳の人も、申請により加入することができます。

加入を希望する場合は、保険室にご相談の上、申請してください。申請して広域連合から認定を受けた日から被保険者となります。

いったん加入しても、いつでも撤回することができます。ただし、過去にさかのぼっての撤回はできません。

## 障害認定該当の障害等級

● 国民年金法などの障害年金

1・2級

● 身体障害者手帳 1～3級の人、ならびに4級のうち、次のいずれかに該当する人

① 音声、言語機能の著しい障害

② 両下肢のすべての指を欠く

③ 一下肢の下肢1/2以上を欠

く

④ 一下肢の機能の著しい障害

⑤ 両下肢全体の機能障害で、一

下肢の機能の著しい障害と同

程度

● 精神障害者保健福祉手帳

1・2級

● 療育手帳A

▼申請・問い合わせ先

住民課 保険室

☎26・2249(直通)



梅雨の時期です!  
情報の入手方法の確認を



## よしおかほっとメール

登録はこちら



登録すると、スマホやパソコンに防災・防犯情報やくらしの情報などが配信されます。

二次元バーコードを読み取って

URL [t-yoshioka@sg-p.jp](mailto:t-yoshioka@sg-p.jp)

へ空メールを送信してください。

## テレビリモコン

「d」ボタン



テレビのデータ放送を通じて、気象情報や町が発信する防災情報などを見ることができます。また、群馬テレビのデータ放送では、町からのお知らせなども掲載しています。

## 問い合わせ先

総務課 協働安全室

☎26-2243(直通)